

外国人材の活用ノウハウが**この一冊に！**

外国人材活用 ハンドブック



令和 8 年 3 月

FUKUI 外国人材受入サポートセンター

はじめに

福井県内の外国人労働者数は2025年に過去最多を更新しましたが、県の有効求人倍率はまだ高い水準で推移しています。少子高齢化や生産年齢人口の減少により、企業の人手不足が深刻なものとなるなか、多様性とグローバルな視野を持った優秀な外国人材に対する期待は、今後ますます高まると予想されます。

このハンドブックは、中小企業における外国人材の活用を支援するため、知っておくべきポイントをまとめたものです。在留資格について、高度外国人材から育成就労制度までを整理した上で、外国人材を雇用している福井県内企業の好事例もご紹介いたします。資料としてお役立ていただければ幸いです。

目次

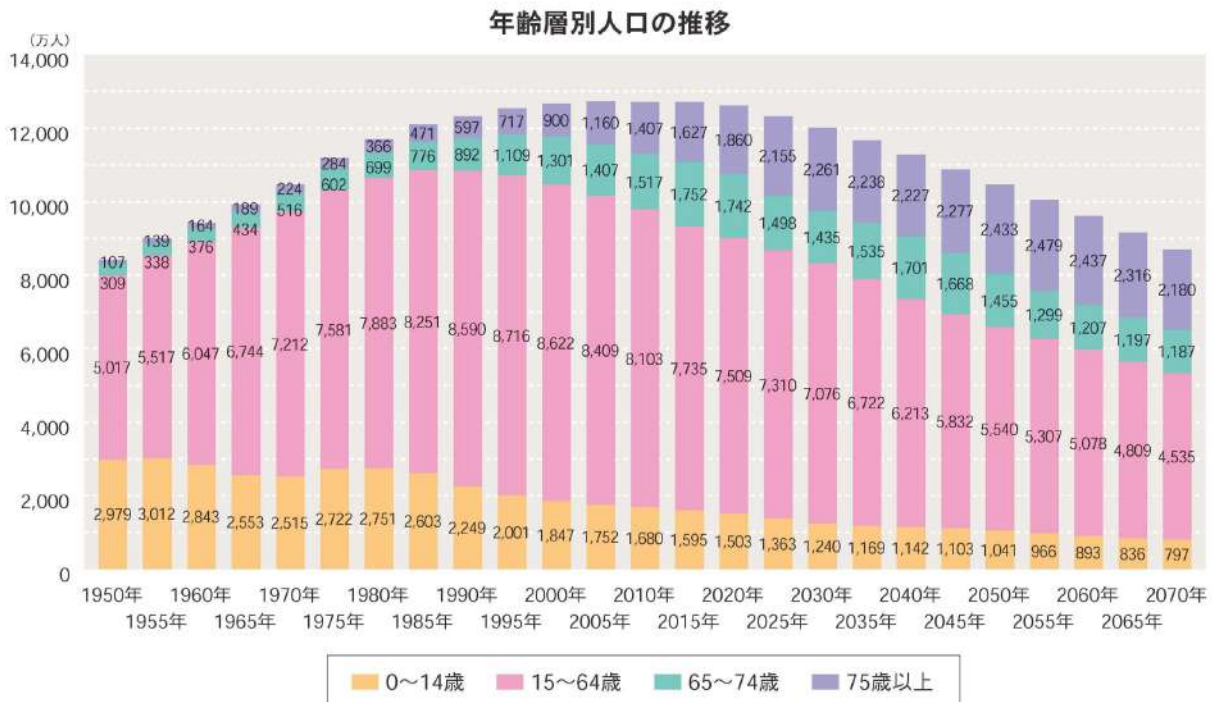
1. 日本国内における人口減少と外国人材の増加	
(1) 減少する生産年齢人口と外国人材への期待	1
(2) 福井県内の外国人雇用の現状	1
(3) 県内事業者アンケート結果	2
2. 日本で働くための在留資格	
(1) 在留資格の整理	3
(2) 自社に適した外国人材の資格	4
3. 高度外国人材について	
(1) 高度外国人材の概要	5
(2) 高度外国人材の求人から採用までの流れ	6
4. 特定技能制度について	
(1) 特定技能制度の概要	7
(2) 特定技能受入れの流れ	7
(3) 特定技能で外国人を受入れ可能な分野・業務	8
(4) 特定技能外国人への受入れ支援	9
5. 技能実習制度・育成就労制度について	
(1) 技能実習制度の概要	10
(2) 技能実習生の受入れ形態	10
(3) 技能実習生の受入れの流れ	11
(4) 育成就労制度の概要	11
(5) 技能実習の移行対象職種・作業	12
(6) 「技能実習」と「特定技能」の制度比較	14
6. 福井県内企業の外国人雇用事例	
(1) 井上商事株式会社	15
(2) ゲンキー株式会社	16
(3) カイノス株式会社	17
7. 雇用に伴う必要な手続き（主なもの）	
(1) 所得税・住民税	18
(2) 労働・社会保険関係	18
(3) その他（外国人労働者を雇用する場合のポイント）	18
8. 参考資料	
(1) 福井県内の登録支援機関一覧	19
(2) 福井県内の技能実習監理団体・特定監理団体	20
(3) 外国人材の受入れ相談窓口	21
(4) 特定技能に関する問合せ先一覧	21

1. 日本国内における人口減少と外国人材の増加

(1) 減少する生産年齢人口と外国人材への期待

日本国内の総人口は、2024年10月1日現在で1億2,380万人となっています。内閣府が2025年6月10日に公表した「令和7年版高齢社会白書」によると、日本国内の人口は2010年の1億2,806万人をピークに減少の一途をたどっており、2031年には1億2,000万人を下回るとの予測が出ています。

中でも注目すべきポイントが生産年齢人口（15歳～64歳）の割合です。1995年に8,716万人だった生産年齢人口ですが、2020年には7,509万人と1,000万人以上減少し、2040年には6,213万人とさらに1,000万人以上減少する見込みとなっています。これに対し高齢者人口（65歳以上）は2030年以降、総人口の3割を上回るようになると予測されています。

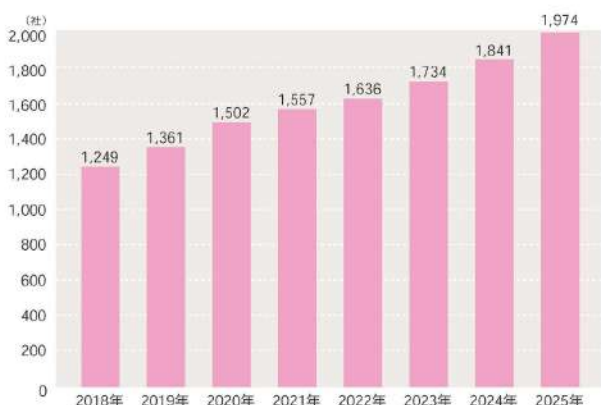


出典：内閣府「令和7年版高齢社会白書」

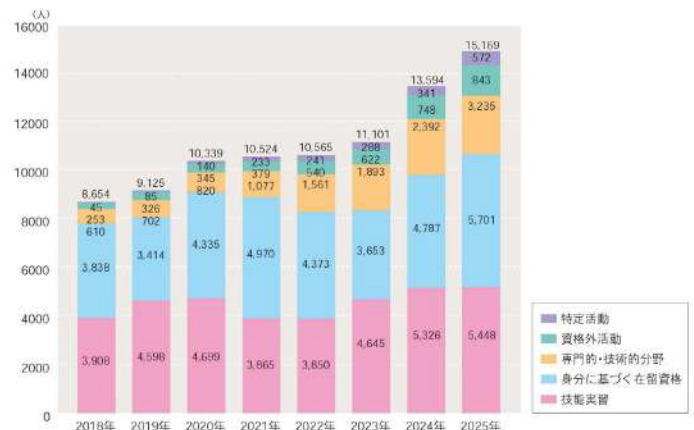
(2) 福井県内の外国人雇用の現状

福井県内で外国人労働者を雇用している届出があった事業所は、8年前に比べておよそ1.6倍の1,974社（2025年10月末現在）となりました。また、外国人労働者数も8年前と比べて約1.9倍に増え15,169人となりました。

福井県内の外国人労働者を雇用する事業所数の推移



福井県内の在留資格別外国人労働者数の推移



両図とも出典：福井労働局「外国人雇用状況の届出状況」

(3) 県内事業者アンケート結果

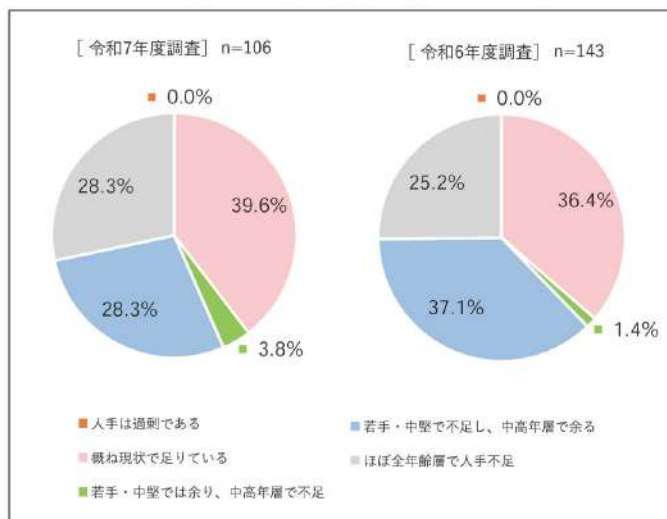
福井県における人手不足の実態や、外国人労働者の現状の把握を目的とするアンケート調査を昨年度に引き続き実施しました。

調査期間：2025年10月28日～11月21日

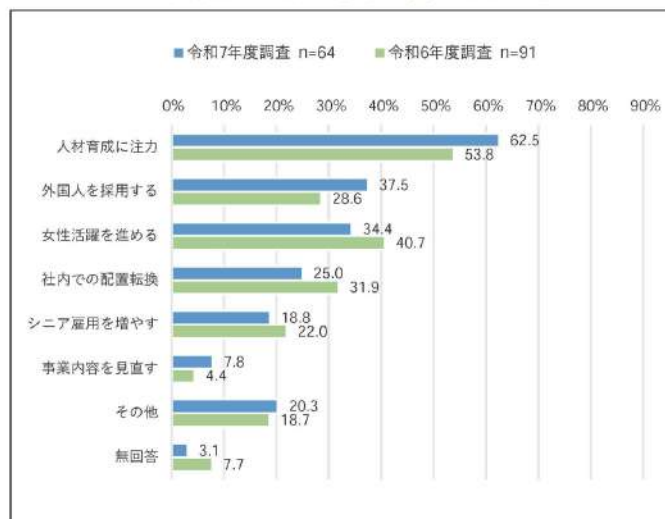
回答事業者：106社

調査対象企業：福井県経営者協会会員、FUKUI外国人材受入サポートセンター訪問企業等

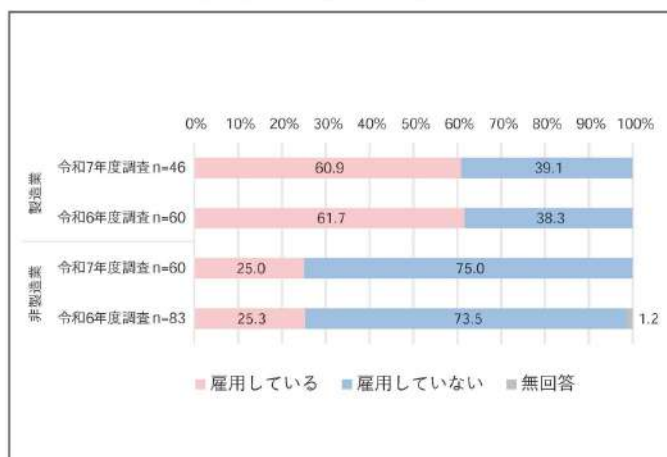
人手不足の状況【昨年度との比較】



人手不足の対応【昨年度との比較】



外国人雇用の有無【昨年度との比較】



外国人の採用・活用方針、外国人雇用の活用状況【昨年度との比較】



上グラフはすべて出典：福井県経営者協会
福井県における外国人雇用状況調査結果

上記のとおり、昨年度と変わらず約60%の事業者で人手が不足している現状です。その対応として、昨年度よりも増加したのが「人材育成に注力」と「外国人を採用する」であることが分かります。外国人雇用の有無については、昨年度と同様に製造業で60%を超える一方、非製造業では25%程度となっています。実際に外国人を雇用している事業者のうち、外国人の採用について、「現状を維持する」、もしくは「将来は拡大する方針」と考えている事業者は90%を超えています。実際の活用状況においても、期待通り、もしくは期待以上の活躍をしてくれていると感じている事業者が90%を超えています。

外国人材の受入れは、人手不足の解消のみならず、海外進出時の足掛かりとして活用できるほか、組織の国際感覚の涵養や職場の活性化につながると考えられます。

2. 日本で働くための在留資格

日本人と外国人が安全安心に暮らせる社会を実現するため、国内に在留する外国人には、「日本で行うことができる活動」や、「在留できる身分・地位」が法律（出入国管理及び難民認定法等）で類型化して定められており、この分類を『在留資格』といいます。

『在留資格』は、就労が認められる資格と認められない資格に分類され、また就労が認められる在留資格においても活動できる範囲（職務、仕事の内容、雇用形態など）に制限がある場合があります。

（1）在留資格の整理

【特定の就労活動が認められる資格】

定められた範囲で報酬を受ける活動が可能です。

在留資格		該当例	在留期間
外交		外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用		外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年又は3月、30日又は15日
教授		大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術		作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教		外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道		外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職		ポイント制による高度人材	5年（1号）又は無期限（2号）
経営・管理		企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月
法律・会計業務		弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療		医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究		政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育		中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	技術	機械工学等の技術者、エンジニア	5年、3年、1年又は3月
	人文知識	企画、営業、経理等の事務職	
	国際業務	英会話学校等の語学教師、通訳・翻訳、デザイナー	
企業内転勤		外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
介護		介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
興行		俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は30日
技能		外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
特定技能		特定産業分野（19分野、2号は介護等を除く11分野）の各業務に従事する外国人	法務大臣が個々に指定する期間（1号、3年を超えない範囲） 3年、2年、1年又は6月（2号）
技能実習		技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間（1年又は2年を超えない範囲）

【就労に制限が無い資格】

在留中の活動に制限が無いため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能です（身分に基づき在留する者）。

在留資格	該当例	在留期間
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

【就労の可否が個々の許可内容による資格】

就労が目的ではありませんが、許可された範囲であれば報酬を受ける活動が可能です。

在留資格	該当例	在留期間
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

【就労が認められない在留資格】

原則として就労活動は認められていませんが、資格外活動の許可が得られれば、本来の活動を阻害しない範囲で報酬を受ける活動（アルバイトなど）が許されます。

在留資格	該当例	在留期間
文化活動	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	観光客、会議参加者等	90日もしくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間（4年3月を超えない範囲）
研修	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

※「文化活動」「留学」「家族滞在」の外国人が**日本で働く（アルバイトをする）場合は、「資格外活動」の許可を受ける必要があります**。許可を得ないでアルバイトをすると、不法就労として罰せられます。

資格外活動が許可されるには、

- 1) 資格外活動を行うことによって本来の在留活動が妨げられないこと
- 2) 臨時的に行おうとするその活動が適当と認められること が必要です。

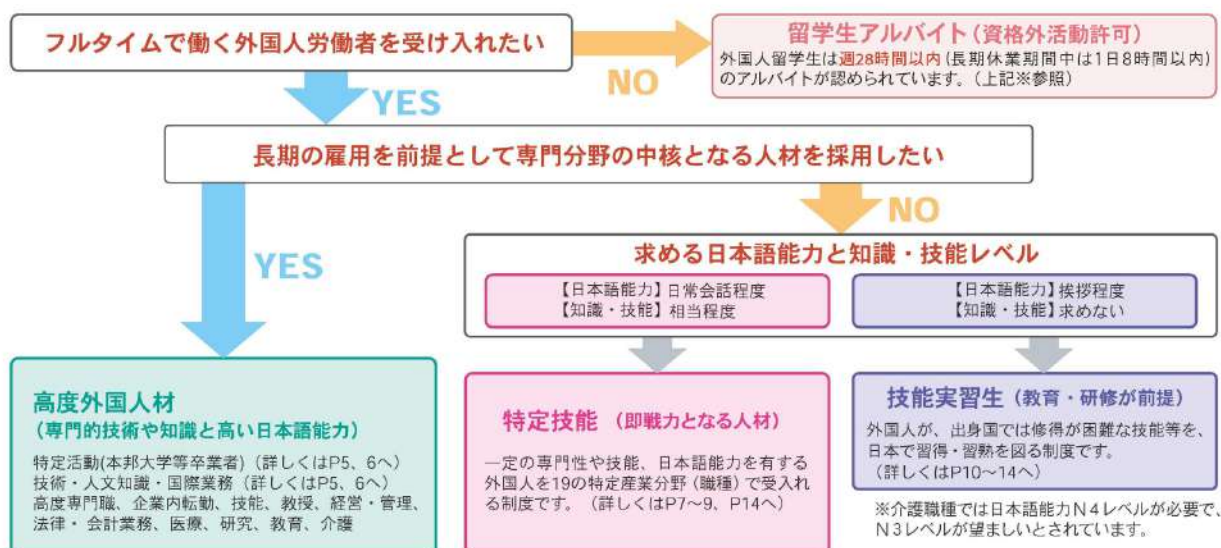
資格外活動が許可されると、在留カードの裏面の資格外活動許可欄に「許可」と記載され、現在の有効な在留期間の期限まで、許可された活動を行うことができます。

留学生が資格外活動の許可を得て、アルバイトすることができる時間の上限は、週28時間以内です。夏休みなど「学則による長期休業期間」は1日8時間まで拡大されます。

(2) 自社に適した外国人材の資格

【特定の就労活動が認められる資格】

これから新たに外国人材の採用を検討する際、勤務形態や仕事内容・技能レベル等によって、どのような在留資格の外国人材をターゲットにすればよいかが異なります。あなたの会社に適した外国人材を、以下のフローチャートでご確認ください。



3. 高度外国人材について

(1) 高度外国人材の概要

日本国内外の大学・大学院等で専門的な技術や知識、語学スキルを修得した人材や、長年に渡る実務経験により高度な知識や技術を有する人材を高度外国人材とよびます。高度外国人材を雇用する際に用いられる代表的な2つの在留資格についてご紹介します。

◆技術・人文知識・国際業務

高度な知識や専門技術を必要とする業務に従事する外国人が申請できる在留資格で、大学・大学院等の卒業または一定の実務経験を有することが要件となります。

技術・人文知識・国際業務は、大きく2つの類型①「技術」（自然科学系いわゆる理系）と②「人文知識・国際業務」（人文科学系いわゆる文系）に分けることができます。

①「技術」は大学・大学院等で理系科目を専攻して、または10年以上の実務経験を通じて修得した自然科学の分野に属する専門技術や知識が必要となる業務に従事する活動であり、②「人文知識・国際業務」は、大学・大学院等で学修した内容、または長年の経験を通じて修得した、人文科学の分野または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性に基づく一定水準以上の専門的能力が必要となる文化系業務に従事する活動です。

なお、技術・人文知識・国際業務の在留資格での単純労働は原則禁止されていますので、注意が必要です。また、技術・人文知識・国際業務の在留資格は、大学・大学院等で専攻した科目と従事しようとする業務との間に関連性が必要となり、実務経験を有する場合には、実務経験を通して修得した技術や知識が、従事しようとする業務を遂行するために必要な実践的内容であることが求められます。ただし、大学・大学院卒業者は履修科目によって合理的な説明が可能な場合、業務とのマッチングについては比較的緩やかに判断されるようです。

◆特定活動（本邦大学等卒業者）

日本の大学・大学院等を卒業し、高い日本語能力を持つ外国人材が申請することのできる在留資格です。要件として、日本語能力試験（JLPT）の最上級レベルであるN1またはBJT ビジネス日本語能力テストで480点以上を有する、もしくは大学や大学院で日本語を専攻していることが求められます。

また、業務内容は、日本語を用いてコミュニケーションを取りながら行う業務及び大学・大学院等で学修した内容に関連する業務が一部に含まれていることが必要です。しかし、技術・人文知識・国際業務ほどの専門性のある業務に主として従事する必要はなく、技術・人文知識・国際業務では原則禁止されている単純労働に従事することが許容されています（単純労働のみに従事することはできません）。

上記のように、技術・人文知識・国際業務ほどの厳しい業務制限がないため、ジョブローテーションにより様々な部署で経験を積みながらキャリアアップしていくことができ、日本人の総合職のような働き方が可能です。

「技術・人文知識・国際業務」		「特定活動（本邦大学等卒業者）」
業務内容例	機械工学等の技術者 通訳 デザイナー 私企業の語学教師 マーケティング	● 工場のラインにおいて、日本人従業員から受けた作業指示を他の外国人従業員に対し外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行う ● 小売店において、仕入れ、商品企画や通訳を兼ねた接客販売業務を行う
学歴要件	国内外の大学卒業 国内外の大学院修了 国内外の短期大学卒業 国内外の高等専門学校卒業 日本の専門学校修了	日本の大学卒業 日本の大学院修了 日本の短期大学卒業 日本の高等専門学校卒業 日本の認定された専門学校修了
日本語能力	特に決まりなし	● 日本語能力試験 N1 又は BJT ビジネス 日本語能力テスト 480 点以上 もしくは、 ● 大学または大学院において日本語を専攻 ※「日本語を専攻した」とは日本語に係る学問（日本語学、日本語教育学等）に係る学部、学科、研究科に在籍し、当該学問を専門的に履修したことを意味する
給与水準	日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上	日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上

(2) 高度外国人材の求人から採用までの流れ

例:「留学」→「技術・人文知識・国際業務」

① 採用計画の作成

★ポイント 採用目的や期待する役割、想定する業務内容、キャリアパスを明確にする

② 求人を出す

★ポイント

- 事業内容や仕事内容をできるだけ具体的に記載する
- 既に外国人社員がいる場合は、その旨も記載する
- ○○語話せる方歓迎などとアピールする

③ 書類選考、筆記試験、面接など

基本的には日本人と同じ

④ 在留資格に関する確認

★ポイント

- 留学中に資格外活動許可で認められた就労条件（原則週 28 時間以内）を遵守しているか

不明な点は申請取次行政書士にご相談ください。

⑤ 内定

⑥ 労働条件の明示・雇用契約書の作成・合意

詳細は厚生労働省 HP をご確認くださいのうえ、不明な点は社会保険労務士にご相談ください。

⑦ 在留資格変更許可申請

★ポイント

- 従事する業務に必要な技術・知識を専攻して、大学等を卒業しているか
- 日本人と同等以上の給与が支払われるか

⑧ 卒業

⑨ 在留資格変更許可取得

⑩ 入社

★ポイント

- 就業規則、給与の額面と手取りの違い、有給休暇、コンプライアンス遵守、定期的な健康診断の受診や結果の提出などに関して事前に説明しましょう。

⑪ 外国人雇用状況の届出（詳細は 18 ページ）

⑫ 定着・育成

4. 特定技能制度について

(1) 特定技能制度の概要

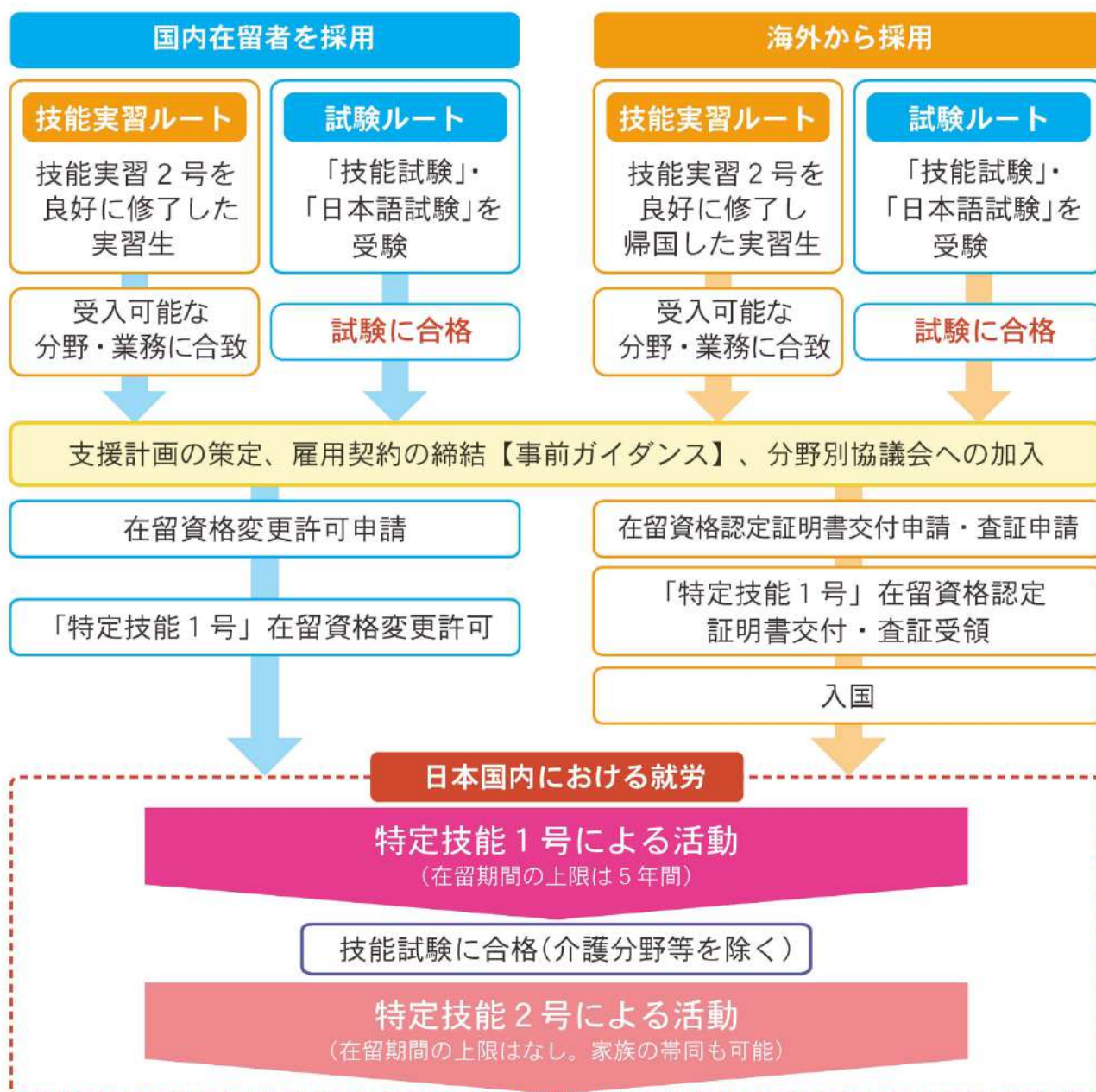
深刻化する人手不足に対応するため、生産性の向上や国内人材の確保の取り組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れる仕組みとして2019年4月に新設されました。

(2) 特定技能受入れの流れ

特定技能で外国人を受入れるには「試験ルート」と「技能実習ルート」の2種類があります。

「試験ルート」では、特定技能1号に該当する技能と日本語能力を、分野ごとの所管省庁が定めた試験で確認します。「技能実習ルート」は、技能実習2号（3年間）を良好に修了した外国人を対象とし、特定技能1号での技能試験、日本語試験が免除されます。

特定技能の受入れの流れ



(3) 特定技能で外国人を受入れ可能な分野・業務

特定技能で外国人を受入れることが出来る分野は 19 分野あり、それぞれの分野ごとで従事できる業務は以下の通りです。なお、2023 年 6 月の閣議決定により 11 分野で特定技能 2 号の受入れが可能となりました。

分 野	従事する業務
介 護	● 身体介護および付随する支援業務
ビルクリーニング (特定技能 2 号の受入れ可)	● 建物内部の清掃業務
リネンサプライ	● リネン類の入荷から出荷までの一連の業務
工業製品製造業 (特定技能 2 号の 受入れ一部可)	① 機械金属加工 ● 鋳造 ● 鍛造 ● ダイカスト ● 機械加工 ● 金属プレス加工 ● 鉄工 ● 工場板金 ● 仕上げ 等 ② 電気電子機器組立て ● 機械加工 ● 仕上げ ● プラスチック成形 ● プリント配線板製造 ● 電子機器組立て 等 ③ 金属表面処理 ● めっき ● アルミニウム陽極酸化処理 等 ④ 紙器・段ボール箱製造（紙器・段ボール箱の製造工程の作業） ⑤ コンクリート製品製造（コンクリート製品の製造工程の作業） ⑥ RPF 製造（破碎・成形等の作業） ⑦ 陶磁器製品製造（陶磁器製品の製造工程の作業） ⑧ 印刷・製本（オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業） ⑨ 紡織製品製造 ● 紡績運転 ● 織布運転 ● 染色 ● ニット製品製造 ● たて編ニット生地製造 等 ⑩ 縫製 ● 婦人子供服製造 ● 紳士服製造 ● 下着類製造 ● 寝具製作 ● 帆布製品製造 等
建 設 (特定技能 2 号の受入れ可)	① 土木 ● 型枠施工 ● コンクリート圧送 ● トンネル推進工 ● 建設機械施工 ● 土工 等 ② 建築 ● 型枠施工 ● 左官 ● コンクリート圧送 ● 屋根ふき ● 土工 ● 鉄筋施工 ● 鉄筋継手 等 ③ ライフライン・設備 ● 電気通信 ● 配管 ● 建築板金 ● 保温保冷 等
造船・船用工業 (特定技能 2 号の受入れ可)	① 造船 ● 溶接 ● 塗装 ● 鉄工 ● とび ● 配管 ● 船舶加工 等 ② 船用機械 ● 溶接 ● 塗装 ● 鉄工 ● 仕上げ ● 機械加工 ● 配管 ● 鋳造 ● 金属プレス加工 等 ③ 船用電気電子機器 ● 機械加工 ● 電気機器組立て ● 金属プレス加工 ● 電子機器組立て ● プリント配線板製造 等
自動車整備 (特定技能 2 号の受入れ可)	● 自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備 等
航 空 (特定技能 2 号の受入れ可)	① 空港グラウンドハンドリング ● 地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務 等 ② 航空機整備 ● 航空機の機体、装備品等の整備 等
宿 泊 (特定技能 2 号の受入れ可)	● フロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供
自動車運送業	① バス運転者 ● 運行、接客業務 ② タクシー運転者 ● 運行、接客業務 ③ トラック運転者 ● 運行、荷役業務

鉄 道	① 軌道整備 ● 軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務 等 ② 電気設備整備 ● 電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備 等 ③ 車両整備 ● 鉄道車両の整備業務 等 ④ 車両製造 ● 鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務 ⑤ 運輸係員 ● 駅係員、車掌、運転士 等
物流倉庫	● 物流倉庫内で行われる貨物の入出庫、保管 等
農 業 (特定技能 2 号の受入れ可)	① 耕種農業 ● 栽培管理、農産物の集出荷・選別等の農作業 等 ② 畜産農業 ● 飼養管理、畜産物の集出荷・選別等の農作業
漁 業 (特定技能 2 号の受入れ可)	① 漁業 ● 漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作 等 ② 養殖業 ● 養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理 等
飲食料品製造業 (特定技能 2 号の受入れ可)	● 飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生の確保 （原料の処理、加熱、殺菌、成形、乾燥などの、生産に関わる一連の作業）
外食業 (特定技能 2 号の受入れ可)	● 飲食物調理、接客、店舗管理 （食材仕込み、加熱調理、非加熱調理、調味、盛付け、飲食料品の調製 等）
林 業	● 森林において樹木を育てて丸太を生産し、苗木を植える等の作業 （苗木を植え、樹木を育てる作業／丸太を生産する作業 等）
木材産業	● 木材・木製品の製造・加工（家具や建具などの装備品を除く。） （製材／単板（ベニヤ）製造／木材チップ製造 等）
資源循環	● 廃棄物処分業（中間処理）（家庭排出及び事業活動から排出される廃棄物の中間処理 等）

(4) 特定技能外国人への受入れ支援

受入れ機関（企業）は、1号特定技能外国人に対してその活動を安定的かつ円滑におこなうことができるようにするため、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実態に関する計画（1号特定技能外国人支援計画）を作成するとともに、計画に基づいた支援を行わなければなりません。

なお、受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を登録支援機関に委託することができます。

【1号特定技能外国人への支援の内容】

支援項目	具体的な支援内容
① 事前ガイダンスの提供	● 雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明
② 出入国する際の送迎	● 入国時に空港等と事業所又は住居への送迎 ● 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行
③ 住宅確保・生活に必要な契約支援	● 連帯保証人になる・社宅を提供する等 ● 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助
④ 生活オリエンテーションの実施	● 円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先 災害時の対応等の説明
⑤ 公的手続等への同行	● 必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助
⑥ 日本語学習機会の提供	● 日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等
⑦ 相談又は苦情への対応	● 職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等
⑧ 日本人との交流促進	● 自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等
⑨ 解雇する場合の転職支援	● 受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供
⑩ 定期的な面談の実施、行政機関への通報	● 支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3 か月に 1 回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

5. 技能実習制度・育成就労制度について

(1) 技能実習制度の概要

技能実習制度は、日本で培われた技能・技術または知識を人材育成を通じて開発途上地域などへ移転することにより、日本として国際協力を推進することを目的に 1993 年に制度化されました。

技能実習の内容は、外国人の技能実習生が、日本の企業等と雇用契約を結び、出身国において習得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。

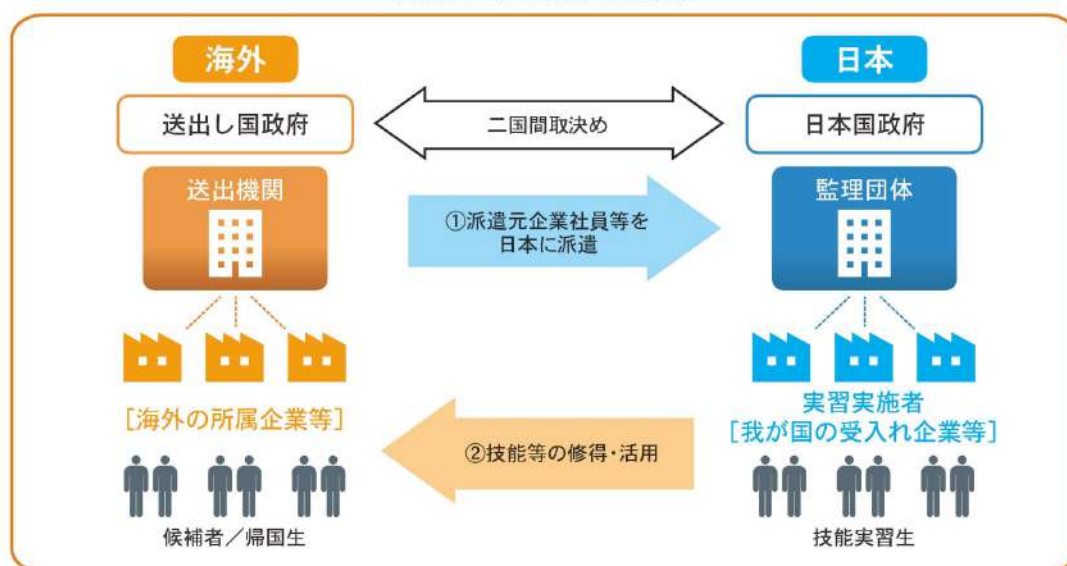
(2) 技能実習生の受入れ形態

実習生の受入れ形態には「団体監理型」と「企業単独型」があり、全国的に 9 割以上が団体監理型による受入れを行っています。

「団体監理型」は、監理団体が技能実習生を受入れ、企業等（実習実施者）が技能実習生と雇用契約を締結し、技能実習を実施します。監理団体は実習実施者に対する定期監査や、実習実施者が技能実習生ごとに作成する技能実習計画策定の指導などにより監理を行う立場にあり、多くは事業協同組合という形態を取っています。

「企業単独型」では、海外に支社、支店、現地法人などの関連会社を持つ企業が、現地の常勤職員（社員）を技能実習生として日本に受入れ、技能や知識等の修得させることで、海外の関係会社の人材育成を行います。

団体監理型の受入れ形態



企業単独型の受入れ形態



海外の所属企業等の範囲

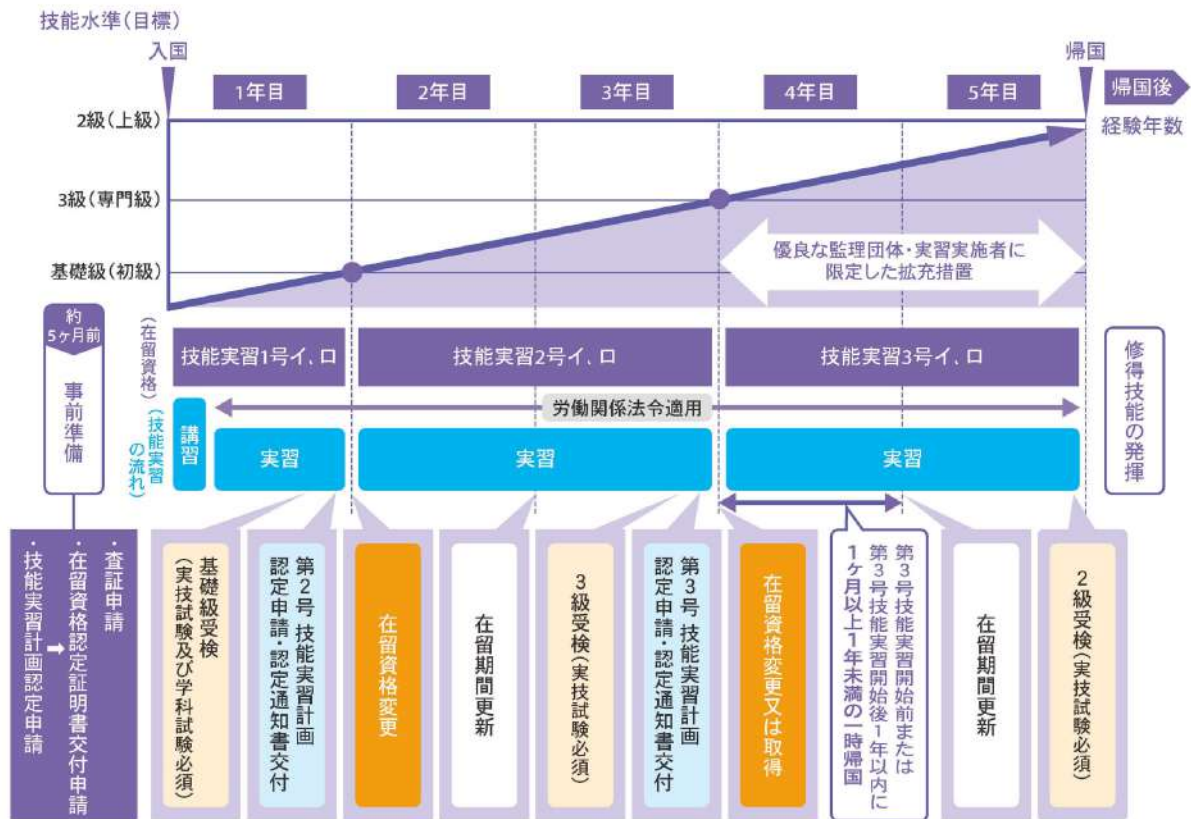
右記のいずれかの関係を有する外国にある事務所

- (1) 日本の公私の機関の外国にある支店、子会社、合併会社など
- (2) 日本の公私の機関と引き続き 1 年以上の国際取引の実績又は過去 1 年間に 10 億円以上の国際取引の実績を有するもの
- (3) 日本の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っている等の密接な関係を有する機関として法務大臣及び厚生労働大臣が認めるもの

出典：公益財団法人 国際人材協力機構 HP

(3) 技能実習生の受入れの流れ

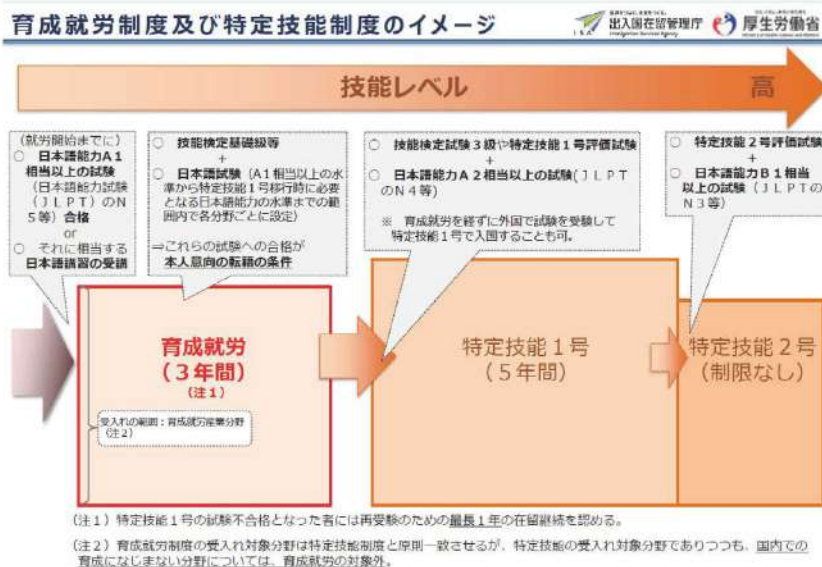
技能実習制度には修得する技能に応じ「技能実習 1 号」(技能実習 1 年目)、「技能実習 2 号」(技能実習 2、3 年目)、「技能実習 3 号」(技能実習 4、5 年目)があります。



出典：公益財団法人 国際人材協力機構 HP

(4) 育成就労制度の概要

令和 6 年 6 月 21 日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されました（育成就労制度は令和 9 年 4 月 1 日から運用開始します。）。



出典：法務省 HP「育成就労制度の概要」

(5) 技能実習の移行対象職種・作業

(92 職種 169 作業／令和 8 年 1 月 30 日現在)

1. 農業・林業関係（3 職種 7 作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農
林業	育林・素材生産作業

漁業関係（2 職種 10 作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
養殖業●	はたてがい・まがき養殖

3. 建設関係（22 職種 33 作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左 官	左 官
配 管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表 装	壁 装

建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘 削
	締固め
築 炉	築 炉

4. 食品製造関係（11 職種 19 作業）

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業●	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
	牛豚精肉商品製造△
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5. 繊維・衣服関係（14 職種 23 作業）

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染 色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

タオル製造●△	タオル縫製
---------	-------

6. 機械・金属関係（17 職種 34 作業）

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
プリント配線板製造	回転電機巻線製作
	プリント配線板設計
アルミニウム圧延・押出製品製造●△	プリント配線板製造
	引抜加工
金属熱処理業●	仕上げ
	全体熱処理
	表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）

7. その他（21 職種 39 作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鋳込み成形
	パッド印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
クリーニング●△	リネンサプライ仕上げ
	一般家庭用クリーニング
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF 製造●	RPF 製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工
鉄道車両整備●	走行装置検修・解ぎ装
	空気装置検修・解ぎ装
木材加工●△	機械製材

○社内検定型の職種・作業（2 職種 4 作業）

職種名	作業名
空港グラウンドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△
ボイラーメンテナンス●△	ボイラーメンテナンス

（注 1）●の職種は技能実習評価試験に係る職種。

（注 2）△のない職種・作業は 3 号まで実習可能。

(6)「技能実習」と「特定技能」の制度比較

福井県内でも外国人労働者の約4割を占める「技能実習」と、2019年に新たな在留資格として創設された「特定技能」の制度内容を比較します。

	技能実習	特定技能（1号）	特定技能（2号）
目的	国際貢献 (日本の技能・技術・知識の移転)	人手不足への対応 (労働力の確保)	熟練した技術を持つ人材の確保
在留期間	最長5年 (1号:1年、2号:2年、3号:2年)	通算5年まで	上限なし
対象範囲	2号以降は対象職種のみ(92職種)	特定産業分野(19分野)	介護等を除く11分野
技能水準	前職要件あり、各段階の修了時に試験等により確認	試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)	試験等で確認
日本語能力水準	要件なし (介護職のみN4レベル)	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)	試験等での確認は不要
監理・支援	監理団体による実習監理	受入れ機関又は登録支援機関による支援	支援の対象外
受入人数の制限	常勤職員の総数に応じた人数制限あり	人数制限無し (介護分野・建設分野を除く)	人数制限無し (建設分野を除く)
雇用形態	直接雇用	原則として直接雇用 (農業および漁業では派遣も可)	直接雇用
転籍・転職	原則不可	可能	可能
家族の帯同	原則不可	原則不可	可能(配偶者、子)

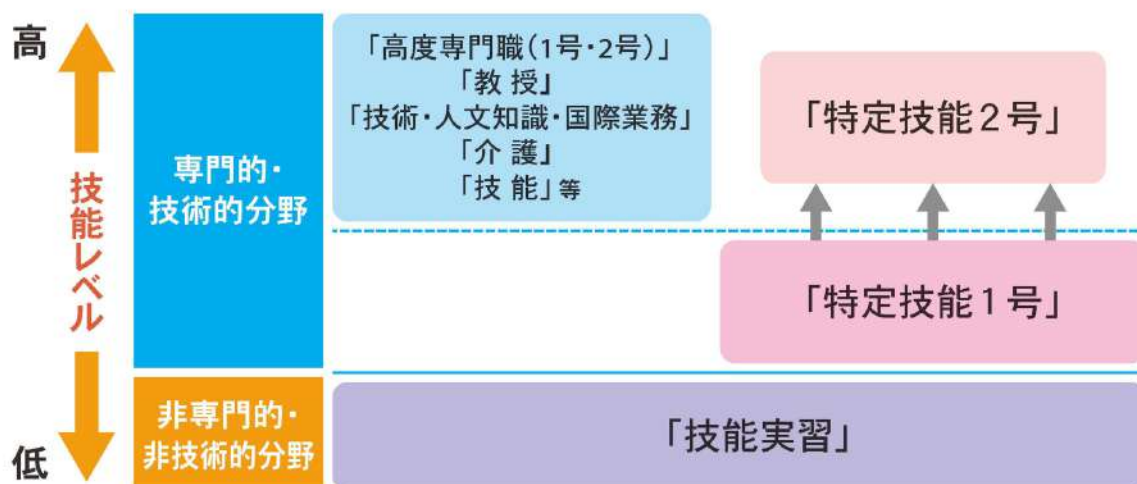
出典：法務省 出入国在留管理庁、厚生労働省 人材開発統括官「外国人技能実習制度について」

出典：法務省 出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」

【特定技能の技能レベル】

特定技能には「1号」と「2号」があり、1号は「相当程度の知識または経験を必要とする技能」と「生活に支障がない程度の日本語能力」、2号は「熟練した技能」が必要となり、それぞれ試験などで確認されます。

就労が認められる在留資格の技能レベル



6. 福井県内企業の外国人雇用事例

井上商事株式会社

外国人材の在留資格

技術・人文知識・国際業務

所在地：福井県福井市日之出 2-1-6

創立：1949 年 1 月

事業内容：アルミ外装建材の製造・販売、建築資材の販売・施工ほか

HP：<https://www.inoue-s.co.jp/>

従業員：251 名（うち外国籍 4 名）

●外国人材受入れの理由

地方の中小企業では日本人エンジニアの採用が年々困難となっており、企業の持続的成長と技術力の維持・向上には多様な人材の活用が不可欠です。こうした状況を踏まえ、高度な専門知識と技術力を有する外国人エンジニアを採用し、人材確保の安定化を図るとともに、将来の海外での事業展開を見据えた企業競争力の強化につなげています。

●外国人材の受入れに関する課題等

言語や文化の違いによるコミュニケーションの難しさや、日本語での専門知識の理解、生活面での支援など、さまざまな課題がありますが、日々コミュニケーションを取りながら課題を共有し、解決に向けて取り組んでいます。一度にすべてを解決することはできませんが、時間の経過とともに、着実に解決できています。

●働きやすい環境づくりへの取り組み内容とその効果

当社では、社員一人ひとりが安心して長く働ける職場を目指し、職場環境の改善や健康経営の実践に積極的に取り組んでいます。定期健康診断の充実や健康増進イベントの実施、女性の健康増進に向けた取り組みなどを通じて、社員の心身の健康維持・向上を図っています。また、社員の成長を支援するため、業務に関連する資格取得支援制度を整備し、受験費用の補助やお祝い金、資格手当の支給などを行っています。社員が自ら学び、スキルアップできる環境を整えることで、専門性の向上に加え、仕事への意欲や自信の醸成にもつながっています。さらに、コミュニケーションの活性化を目的に、公私を問わないレクリエーションへの支援金制度を設け、部署や立場を超えた交流を促進しています。こうした取り組みにより、社内の風通しが良くなり、チームワークの向上や円滑な業務推進につながっています。

●企業の事業概要や外国人材が従事している業務内容等

アルミ外装建材「シルバーライン」の製造・販売を中核に、建築資材の販売・施工、特殊コンクリート事業、燃料・エネルギーの販売およびサービスステーションの運営など、建設と暮らしを幅広く支える事業を展開しています。外国人材にはアルミ外装建材分野のエンジニアとして、図面作成や新技術の開発に携わってもらっています。

●外国人社員の声

入社当初は学生から社会人への考え方や生活環境の変化に戸惑うこともありましたが、先輩方の丁寧な指導のおかげですぐに適応することができました。また、新しい技術に触れられる職場で実務に携われることで、専門スキルの向上につながるだけでなく、新しいシステムの開発にも参加できることに大きなやりがいを感じています。さらに、興味深く日々の仕事を通して、日本ならではの規律や時間の守り方、責任感の強さを肌で感じ、とても勉強になっています。

●代表者メッセージ

弊社では数年前から高度外国人材の活用に取り組んできました。最初は言語や文化の違いからコミュニケーション面に不安を感じることもありましたが、お互いの信頼関係で乗り越えることができています。かなり難易度の高い業務においても彼らが力を発揮し、当社の事業成長に大きく貢献してくれています。また、教える側である私たち自身も、外国人材とともに働く過程で教育や指導の方法を見直す機会が増え、会社全体のレベルアップにつながっています。外国人材の採用は、単なる人手の補充ではなく、新しい価値や視点を会社にもたらす貴重な経験です。これからも多様な人材と共に成長し、互いに学び合う組織づくりを推進していきたいと思っています。



ゲンキー株式会社

所在地：福井県坂井市丸岡町下久米田 38-33
事業内容：ドラッグストア
従業員：1854 名（うち外国籍 144 名）

外国人材の在留資格
技術・人文知識・国際業務

創立：1990 年 9 月
HP：<https://genky.sakurane.jp/recruit/>

●外国人材受入れの理由

急成長に伴い店舗運営人材の確保が喫緊の課題であり、あわせて外国人のお客様対応や社内コミュニケーションの強化が必要なため、高度外国人材を受け入れています。入社後は店舗で商品知識を習得し登録販売者取得を支援、取得後は多言語で医薬品案内・誤用防止を担っていただきます。さらに、物流拠点での通訳など橋渡し役としての活躍も期待しています。

●企業の事業概要や外国人材が従事している業務内容等

ドラッグストア事業を行う傘下グループ会社の経営管理等を担っています。外国人材は店舗での接客・売場づくり・医薬品販売補助や店舗運営に従事するほか、物流部での実習生管理、人事部での採用・教育、貿易部での実務など幅広い領域で活躍しています。

●外国人材の受入れに関する課題等

受入れ初期は業務用語や接客表現など日本語運用の壁があり、医薬品販売は誤用防止の観点から高い説明精度も求められます。加えて、文化・習慣の違いによる認識差、安心して働き続けられる環境づくりが定着率向上の課題です。



●外国人社員の声

入社当初は業務用語や接客表現に苦労しましたが、先輩のフォローや定期面談で不安を相談でき、安心して学べました。登録販売者の勉強も会社が支援してくれ、資格取得に向けて計画的に取り組んでいます。医薬品の説明を多言語で行い、お客様に「分かりやすかった」と言ってもらえる瞬間にやりがいを感じます。人事部で人材を採用する役も任せられ、任せてもらえる環境だと実感しています。今後はジョブチャレンジ制度を通じてキャリアの幅を広げ、将来は多方面で活躍できる人材になりたいと考えています。

●働きやすい環境づくりへの取り組み内容とその効果

外国籍社員が安心して長く働けるよう、入社後は外国籍の先輩社員による定期面談を実施し、業務上の悩みや生活面の不安を早期に把握して解消しています。また、匿名で相談できる「もしもし窓口」を設け、ハラスメントやメンタル面なども含めて相談しやすい環境を整備しました。加えて、在留資格に関する申請・更新は社内で行き支援を行い、必要書類の作成やスケジュール管理をサポートしています。引っ越しを伴う転勤可能性のある社員には法人契約の社宅を提供し、住居面の負担を軽減。これらの取り組みにより、相談のハードルが下がり、早期離職の予防と定着率向上、業務への集中・パフォーマンス向上につながっています。

●代表者メッセージ

当社は「近所で生活費が節約できるお店」をコンセプトに、地域のお客様の暮らしを支えるドラッグストアを展開しています。店舗運営はもちろん、医薬品の適正販売や安全性の確保、多様化するお客様ニーズへの対応には、現場に近い視点と多様な価値観が欠かせません。高度外国人材の皆様には、語学力だけでなく、学んだ専門性や異文化視点を生かして、接客品質・業務改善の推進役として活躍していただきたいと思います。会社としても、資格取得支援や相談窓口、在留資格手続き支援などを通じて、安心して挑戦できる環境づくりを進めてまいります。



カインス株式会社

外国人材の在留資格
技術・人文知識・国際業務

所在地：福井県坂井市丸岡町長崎 1-80-2

創立：1963 年

事業内容：飲料・食品用搬送機器製造

HP：<https://www.kinos.co.jp/>

従業員：85 名（うち外国籍 6 名）

●外国人材受入れの理由

人手不足が年々深刻化する中、安定した人員体制の確保が重要な課題となっていました。こうした状況を踏まえ、事業ニーズの高まりに対応するとともに、当社の事業に新たな知見や技術をもたらすことが期待できる、日本で働く意欲の高い外国人材の採用を進めることとなりました。

●外国人材の受入れに関する課題等

言葉の壁と文化の違いです。日本語はもちろん、英語での意思疎通も難しく、互いに聞き慣れない言語でのやり取りには苦労しました。また、日本人特有の仕事に対する考え方や職場における上下関係、暗黙の了解など、言葉だけでは伝わりにくい部分も多く、相互理解を深めるまでに時間を要しました。

●働きやすい環境づくりへの取り組み内容とその効果

外国人材が安心して働き、職場に早期に定着できるよう、まずは会社に慣れること、そして安心して休める住環境の確保が重要であると考え、以下の取り組みを行いました。入社時には他の社員も含めた歓迎会を実施し、職場内での交流の機会を設けました。また、日本語での円滑なコミュニケーションを図るため、日本語教師を会社に招き、日本語教室を実施することで、日本語能力向上を支援しました。住環境については、できる限り会社に近いアパートを手配し、家具・家電を設置することで、入社後すぐに生活を開始できる環境を整えました。生活面で困りごとがあった場合には、随時相談を受け、可能な限り対応しています。さらに、国籍に関わらず公平な評価を行うため、日本人社員と同様の評価シートを作成し、その評価結果に基づいた昇給制度を導入しました。これらの取り組みにより、仕事に対する意欲が高まり、主体的に業務へ取り組む姿勢が見られるようになりました。

●企業の事業概要や外国人材が従事している業務内容等

弊社は、飲料・食品メーカー向けの搬送機器およびコンベヤシステムの製造を行い、自動化・省人化を目的としたシステム開発にも注力しています。外国人材は機械設計業務に従事し、3DCAD を使用してコンベヤ設備の部品図面を作成しています。また、技能実習生も在籍しており、設計図面をもとに工場内で部品の製作を行っています。

●外国人社員の声

入社当初は日本での生活や仕事に不安もありましたが、職場の皆さんがとても温かく迎えてくださり、安心して働き始めることができました。分からないことや仕事で失敗してしまった際も、分かるまで丁寧に優しく指導してもらっています。そのおかげで、少しずつ仕事にも自信が持てるようになりました。

また、日本語や仕事の進め方についても周囲の方が気にかけて声をかけてくれるため、職場に馴染みやすい環境だと感じています。これからも技術や日本語のレベルをさらに向上させ、会社に貢献できるよう努力し、今後もこの会社で継続して働いていきたいと思っています。

●採用担当者メッセージ

私たちは搬送ラインや省人化装置を通じて、ものづくりの現場を支えてきました。国籍や文化に関係なく、「技術で価値を生み出したい」「現場に役立つものをつくりたい」という想いを大切にしています。日本のものづくりを学び、成長したい方が、安心して挑戦できる環境を用意しています。皆さんと共に未来の工場を創っていただけることを楽しみにしています。



7. 雇用に伴う必要な手続き（主なもの）

（1）所得税・住民税

日本人労働者と同様に、毎月の給与から源泉徴収し、税務署等に納入します。

（2）労働・社会保険関係

①労働基準法・労働安全衛生法等の労働関係法令、最低賃金法

日本国内で就労する限り、国籍を問わず、原則として労働関係法令及び最低賃金法が適用されます。なお、日本語が堪能ではない外国人労働者の採用にあたっては、現地語による雇用契約書を作成したり、就業規則を現地語に翻訳して渡すなど雇用条件（労働時間、賃金、休暇、福利厚生等）を明確に記載することが必要です。

②労災保険・雇用保険

労働保険（労災保険・雇用保険）は、農林水産の事業の一部を除き、労働者（外国人も含みます）を一人でも雇っていれば適用されます。ただし、留学生については、学業が本分であることから、日本人学生と同様に原則として雇用保険の被保険者にはなりません。

③健康保険、国民健康保険

適用事業所で常時使用される外国人には健康保険が適用されます。健康保険の適用事業所でない事業所で使用される外国人は、国民健康保険に加入することになります。

④厚生年金保険、国民年金

適用事業所で常時使用される外国人には厚生年金保険が適用されます。厚生年金の適用事業所でない事業所で使用される外国人は、国民年金の被保険者となります。

（3）その他（外国人労働者を雇用する場合のポイント）

①外国人の雇用状況の届出

外国人を雇用する際は、在留資格の確認が必須です。在留カードやパスポートを確認し、適切な資格があることを確認してください。また、在留資格外の活動を行わせないよう注意が必要です。さらに、外国人労働者を雇用または離職させた場合は、厚生労働省への「外国人雇用状況届出」を行い、所定の事項をハローワークに届け出る義務があります。

②外国人労働者雇用労務責任者の選任

外国人労働者を常時 10 人以上雇用するときは、「外国人労働者雇用労務責任者」を選任することが必要です。

③技能実習で外国人材を受入れる場合

実習生の受入れにあたり、実習実施者届出番や、実施体制、実習生の労働条件などを報告する書類を外国人技能実習機構の地方事務所・支所に提出する必要があります。

④特定技能で外国人材を受入れる場合

外国人と特定技能雇用契約を新たに締結、変更したときや、支援計画が変更になったとき、定期的な受入状況の報告など、地方出入国在留管理官署に届出や提出が必要な書類があります。

⑤外国人歓迎のアピール

外国人労働者を積極的に受入れる姿勢を示すことで、優秀な人材を引き付けられます。そのためには、英語や母国語で求人情報を発信し、仕事内容や企業文化を分かりやすく伝えることが重要です。また、職場の国際性や外国人労働者が働きやすい環境作りの実績をアピールしましょう。初出勤時には歓迎の言葉をかけ、慣れるまでのサポート体制を整えることで、安心感と信頼を提供できます。これにより、職場への定着率も向上します。

⑥文化とコミュニケーションの配慮

外国人労働者は、文化や習慣が異なる場合があります。そのため、宗教的な習慣や母国の祝祭日への理解、業務マニュアルの多言語化や翻訳ツールの活用が重要になります。

8. 参考資料

(1) 福井県内の登録支援機関一覧

(令和8年2月5日現在)

名称	所在地	電話番号
株式会社フォーリーフ	福井市洲4丁目1208 アウラEAST 1F	0776-63-5799
アスカ株式会社	福井市月見四丁目4番5号	0776-97-8247
株式会社 キャリアネットワーク	福井市新田塚一丁目 25番18号	0776-25-0864
J・A・V・Iブリッジ 合同会社	鯖江市桜町1-3-9	0778-43-5669
ユニバーサルジャパン 協同組合	福井市文京5丁目17番3号	0776-30-1689
行政書士法人坪川事務所	福井市日之出三丁目9番3号 京福日之出ビル2階	0776-23-6433
技能開発協同組合	福井市高木町 第4号10番地の3	0776-57-0102
株式会社オーシンテクノ	越前市矢放町14-22	0778-24-0300
株式会社コムスター	福井市花堂南一丁目 5番16号	0776-33-6780
HFC事業協同組合	福井市西開発一丁目 2401番地	0776-97-8920
I X P L E A S株式会社	越前市家久町 第24号9番地の2	0778-23-9190
ハynesワーク協同組合	越前市家久町53-9-1 コンパビル2階	0778-42-7858
R T M株式会社	福井市新田塚二丁目 114番38号	090-1639-4066
協同組合若越	福井市舟橋三丁目 1001番地	0776-50-0222
エスパス協同組合	坂井市三国町三国東六丁目 5番5号	0776-82-6033
北陸対外事業協同組合	福井市成和一丁目 2414番地1	0776-23-3335
協同組合ヒューテック	福井市竹生町 19号15番地の3	0776-98-2873
一般社団法人 外国人支援センター	福井市松本二丁目 37番13号	0776-26-0456
株式会社 Torise Japan	あわら市花乃社一丁目 29番16号	0776-43-1270
広域技能協同組合	坂井市丸岡町猪爪二丁目 715番地	0776-67-6011
協同組合中部研修機構	大野市月美町10番7号	0779-69-1200
福揚協同組合	越前市武生柳町6番30号	0778-21-3852
AHS. JAPAN 株式会社	吉田郡永平寺町東古市 第2号23番地1	0776-43-6883
大野商工会議所	大野市明倫町3番37号	0779-66-1230
株式会社 グローバルリンク	福井市学園三丁目1番21号	0776-89-1017
A O I K Eエンタープライズ 株式会社	小浜市小浜広峰108番地	0770-32-1000
ASIA 日本共栄協同組合	敦賀市中81号岩ヶ鼻 1番地13	0770-37-1743
日中ネットワークサービス 協同組合	鯖江市杉本町 第18号8番地14	0778-25-1151
フォーシーズン協同組合	越前市芝原5丁目4番16号	0778-21-3799
越前町漁業協同組合	丹生郡越前町道口9-42	0778-37-0001
三国港機船底曳網漁業 協同組合	坂井市三国町宿一丁目17番 33号	0776-82-0261
有限会社ミック	坂井市丸岡町一本田 第16号22番地2	0776-65-5774

名称	所在地	電話番号
日越事業協同組合	吉田郡永平寺町松岡上合月 第39号1番地1	0776-61-6601
越廼漁業協同組合	福井市菜崎町 第14号32番地	0776-89-2316
株式会社エスエルゲイ	越前市千福町68番地の5	0778-21-3771
株式会社絆ジャパン	越前市塚町306	0778-43-5401
Threeplus 協同組合	福井市北四ツ居二丁目 13番3号	0776-76-7918
株式会社農園たや	福井市高屋町 第42号87番地2	0776-55-0129
株式会社キヴィス	福井市東今泉町 第5号3番地25	050-3092-2646
縫製産業協同組合	福井市大手三丁目7番1号	0776-24-4685
株式会社ワイツ産業	大野市月美町14番4号	0779-64-4373
有限会社高島商事	福井市春日二丁目8番12号	0776-36-1307
山北 燕 (アシスト事務所)	福井市渡町512番地1	0776-76-4313
有限会社エース	福井市成和二丁目401番地	0776-97-6858
株式会社新谷	坂井市春江町寄安 第10号8番地	0776-51-0536
社会福祉法人町屋福祉会	福井市松本一丁目 36番15号	0776-52-0010
OHK協同組合	大野市美川町6番19号	0779-64-4450
康和織物協同組合	丹生郡越前町乙坂 第19号1番地1	0778-34-0434
遼日産業協同組合	大野市東中野一丁目 501番地	0779-65-5669
J・ポリッシュ協同組合	あわら市上番 第33号2番地1	0776-76-6542
株式会社ショベル	小浜市飯盛 第21号45番地の7	0770-64-5292
株式会社ネットソリューション	鯖江市新横江二丁目 3番4号 めがね会館7階	0776-52-8761
輸出縫製品工業協同組合	大野市篠座66号5番地	0779-64-5322
社会福祉法人 社会福祉協議会	福井市光陽二丁目3番22号	0776-24-2339
サンデック協同組合	あわら市花乃社一丁目 29番16号	0776-43-0351
株式会社 トータルサポート誠心	福井市中央三丁目14番3号 幸福グラデCHA1F	090-4325-4244
A K I M I 合同会社	越前市府中三丁目 2番26号2階	070-2363-8668
株式会社BIWAKO INTERNATION AL GROUP	敦賀市呉竹町一丁目 23番6号	0770-37-1754
アセアテクノロジ 株式会社	福井市新田塚一丁目 25番18号	0776-97-9008
株式会社 ピリオンフーズハヤシ	福井市開発町 第8号2番地の3	0776-88-0555
株式会社ハロン	鯖江市本町3丁目2番36号	090-3038-0178
株式会社アットワーク コミュニケーション	福井市宝永3丁目 34号24番地	0776-27-3050
小河 宗基 (行政書士事務所DENZO)	丹生郡越前町高佐 第36号17番地	090-3747-7626

(2) 福井県内の技能実習監理団体・特定監理団体

(令和8年2月9日現在)

I. 一般監理事業 (最長5年となる技能実習3号までの受入れが可能)

監理団体名	所在地	電話番号	受入れ国
HFC 事業協同組合	福井県福井市西開発 1-2401	0776-97-8920	中国、インドネシア、カンボジア、モンゴル、フィリピン、ベトナム
エスバス協同組合	福井県坂井市三国町三国東 6-5-5	0776-82-6033	バングラデシュ、中国、ミャンマー、ベトナム
越前町漁業協同組合	福井県丹生郡越前町小樟 7-65	0778-37-0001	インドネシア、ベトナム
OHK 協同組合	福井県大野市美川町 6-19	0779-64-4450	中国、インドネシア
オーエス事業協同組合	福井県越前市矢放町第 15-10	0778-21-5780	インドネシア、ベトナム
大野商工会議所	福井県大野市明倫町 3-37	0779-66-1230	中国
技能開発協同組合	福井県福井市高木町第 4 号 10-3	0776-57-0102	インドネシア、フィリピン
協同組合若越	福井県福井市舟橋 3-1001	0776-50-0222	バングラデシュ、中国、インドネシア、カンボジア、スリランカ、ミャンマー、フィリピン、ベトナム
協同組合中部研修機構	福井県大野市月美町 10-7	0779-69-1200	中国、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、ベトナム
協同組合ビジネスリンクス 13 (事業休止中)	福井県福井市加茂河原 3-13-11	0776-43-1451	中国、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、ベトナム
協同組合ヒューテック	福井県福井市竹生町 19-15-3	0776-98-2873	インドネシア
協同組合若狭マイスター	福井県敦賀市結城町 16-13	0770-36-4231	カンボジア
広域技能協同組合	福井県坂井市丸岡町猪爪 2-715	0776-67-6011	中国、インドネシア、カンボジア、スリランカ、フィリピン
虹龍事業協同組合	福井県福井市上野町第 1 号 54	0776-43-6956	中国
康和織物協同組合	福井県丹生郡越前町乙坂第 19-1-1	0778-34-0434	中国、ベトナム
越前漁業協同組合	福井県福井市菜崎町 14-32	0776-89-2316	インドネシア
サンデック協同組合	福井県あわら市花乃杜 1-29-16	0776-43-0351	インドネシア、カンボジア、タイ、ベトナム
日越事業協同組合	福井県吉田郡永平寺町松岡上合月 39-1-1	0776-61-6601	インドネシア、カンボジア、ベトナム
日中ネットワークサービス協同組合	福井県鯖江市杉本町第 18 号 8-14	0778-25-1151	中国、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、モンゴル、タイ、ベトナム
ハynesワーク協同組合	福井県越前市家久町 53-9-1 コンパビル 2F	0778-42-7858	中国、インドネシア、カンボジア、スリランカ、ミャンマー、フィリピン、ベトナム
フォーシーズン協同組合	福井県越前市芝原 5-4-16	0778-21-3799	中国、カンボジア、ミャンマー、ベトナム
福井県コンフィクソン協同組合	福井県越前市日野美 1-3-20	0778-25-6270	バングラデシュ、中国、ベトナム
福井県縫製産業協同組合	福井県福井市大手 3-7-1	0776-24-4685	中国、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、フィリピン、ベトナム
福井県輸出縫製品工業協同組合	福井県大野市篠座 66-5	0779-64-5322	中国、ベトナム
福揚協同組合	福井県越前市武生柳町 6-30	0778-21-3852	中国、インドネシア、インド、ミャンマー、ベトナム
北陸対外事業協同組合	福井県福井市成和 1-2414-1	0776-23-3335	中国、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、ベトナム
三国港船舶底曳網漁業協同組合	福井県坂井市三国町宿 1-17-33	0776-82-0261	インドネシア
ユニバーサルジャパン協同組合	福井県福井市文京 5-17-3	0776-30-1689	中国、インドネシア、ベトナム
遼日産業協同組合	福井県大野市東中野 1-501	0779-65-5669	中国、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、ベトナム

II. 特定監理事業 (最長3年となる技能実習2号までの受入れが可能)

監理団体名	所在地	電話番号	受入れ国
鯖江商工会議所	福井県鯖江市本町 3-2-12	0778-51-2800	中国、インドネシア、カンボジア、ベトナム
J・ポリッシュ協同組合	福井県あわら市上番 33-2-1	0776-76-6542	インドネシア、カンボジア、ミャンマー、ベトナム
社会福祉法人福井県社会福祉協議会	福井県福井市光陽 2-3-22	0776-24-2339	ミャンマー、タイ
Threeplus 協同組合	福井県福井市北四ツ居 2-13-3	0776-76-7918	インドネシア、カンボジア、スリランカ、フィリピン、ベトナム

(3) 外国人材の受入れ相談窓口

相談内容	機関名	所在地	電話番号
外国人の入国や在留手続	名古屋出入国在留管理局 福井出張所	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 14 階	0776-28-2101
外国人の在留資格・雇用・ 労務管理相談	FUKUI 外国人材受入サポートセンター	福井市西木田 2-8-1	0776-50-0310
外国人からの生活相談	福井県国際交流協会 ふくい外国人相談センター	福井市宝永 3-1-1	0776-88-0062
外国人技能実習	外国人技能実習機構 (OTIT) 富山支所	富山市桜橋通り 5-13 富山興銀ビル 11 階・12 階	076-471-8564
	国際人材協力機構 (JITCO) 名古屋駐在事務所	愛知県名古屋市中区栄 2-9-26 ポーラ名古屋ビル A 館 7 階	052-217-2310
技能実習生の技能検定	福井県職業能力開発協会	福井市松本 3-16-10 福井県職員会館ビル 4 階	0776-27-6360

(4) 特定技能に関する問合せ先一覧

受入分野	官署名	所在地	電話番号
介護	厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111 (内線 2844)
ビルクリーニング	厚生労働省 健康・生活衛生局 生活衛生課	東京都千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111 (内線 2432)
工業製品製造業	製造業分野企業向け 特定技能外国人材制度相談窓口		03-6838-0058
建設	国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8121
造船・船用工業	国土交通省 海事局 船舶産業課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8634
自動車整備	国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111 (内線 42415・42414)
航空	国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 安全政策課乗員政策室 (航空機整備関係)	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111 (内線 49141・50357)
宿泊	国土交通省 観光庁 観光産業課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-8367
農業	農林水産省 経営局 就農・女性課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2159
漁業	農林水産省 水産庁 企画課漁業労働班	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2340
飲食物品製造業	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2397
外食業	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2053
自動車運送業	国土交通省 物流・自動車局 企画・電動化・自動運転参事官室	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8563
鉄道	国土交通省 鉄道局 技術企画課	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111 (内線 40732・40744)
林業	農林水産省 林野庁 経営課林業労働・経営対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-3502-1629
木材産業	農林水産省 林野庁 木材産業課生産加工班	東京都千代田区霞が関 1-2-1	03-6744-2290

FUKUI 外国人材受入サポートセンターが できること

- 外国人材の求人・採用選考に関すること
 - －合同企業説明会の開催
 - －求人募集要項の内容に関するアドバイス
- 外国人材の雇用・労務管理に関すること
 - －雇用契約書等の作成に関するアドバイス
- 外国人材の在留資格に関すること
 - －各種在留資格に関する説明、アドバイス
- 外国人材の定着・育成に関すること
 - －定着・育成のための取り組みへのアドバイス
- その他、セミナーの開催など
 - －外国人材を採用している成長企業の事例紹介

FUKUI外国人材受入サポートセンター

福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル3階
電 話：0776-50-0310 FAX:0776-50-0311
メール：fukui@globalmeeting.jp